

『新スーパー過去問ゼミ 6 民法 I』訂正表 (初版第1～5刷)

●20 ページ 重要ポイント2 制限行為能力者 (3) 未成年者 (初版第5刷で訂正)

誤：②目的を定めて処分が許された財産 (例：お小遣い)

正：②目的を定めて処分が許された財産 (例：パソコン購入のため)

●20 ページ 重要ポイント2 制限行為能力者 (3) 未成年者 (初版第5刷で訂正)

追加前：③婚姻をした場合 (成年擬制)

追加後：③婚姻をした場合 (成年擬制) ※2022年4月1日より廃止

●31 ページ 実戦問題 No. 3 の解説 5 (初版第5刷で訂正)

誤：法が未成年の相手方という画一的な基準を設けて、_

正：法が未成年者という画一的な基準を設けて、_

●32 ページ 実戦問題 No. 5 の解説 1 (初版第3刷で訂正)

誤：保佐関始

正：保佐開始

●33 ページ 実戦問題 No. 6 の解説エ (初版第3刷で訂正)

誤：保佐

正：補助

●81 ページ 実戦問題 No. 3 の解説 A (初版第3刷で訂正)

誤：電機

正：電気

●81 ページ 実戦問題 No. 3 の解説 D (初版第3刷で訂正)

選択肢 D の「妥当である。」は削除。

●88 ページ 実戦問題 No. 2 オ 3 行目 (初版第3刷で訂正)

誤：…知りまたは知ることができたときであっても

正：…知りまたは知ることができたときでなくても

●105 ページ 実戦問題 No. 7 の解説ア (初版第3刷で訂正)

誤：第三者が善意なら，転得者はたとえ悪意でも確定的に所有権を取得する。

正：法律行為が公序違反で無効かどうかは，行為時の公序に照らして判断すべき。

●107 ページ 必修問題の解説4 (初版第3刷で訂正)

誤：No.12 イ

正：No.11 イ

●155 ページ 実戦問題 No. 5 の解説オ全文 (初版第3刷で訂正)

正しくは以下のようになります。

誤：詐欺を行った相手方には、取り消すかどうかの確答を求める催告権はない。

Bは、自ら詐欺を行っていながら、…

したがって、詐欺の場合は、契約の相手方Cに催告権は認められていない。

正：詐欺については、取り消すかどうかの確答を求める催告権の制度はない。

したがって、詐欺の場合は、契約の相手方Cに催告権は認められていない。

●175 ページ 重要ポイント3 (2) 消滅時効⑤ (初版第4刷で訂正)

追加前：10年より短い時効期間の定めがあっても，その時効期間は10年となる。

追加後：10年より短い時効期間の定めがあっても，確定時に弁済期の到来していない債権を除いて，その時効期間は10年となる。

●180 ページ 実戦問題1の解説 No.2 選択肢エ (初版第5刷で訂正)

削除：ただ，旧法下では～一応この判例は記憶しておこう。

追加：問題は，詐害行為の受益者が，詐害行為取消権を行使する債権者の債権の消滅時効の援用権者として認められるかであるが，詐害行為の受益者は，詐害行為取消権行使の直接の相手方とされている上，これが行使されると債権者との間で詐害行為が取り消され，その行為によって得ていた利益を失う関係にあり，その反面，詐害行為取消権を行使する債権者の債権が消滅すれば当該利益喪失を免れることができる地位にある。そのため，当該債権者の債権の消滅によって直接利益を受ける者に当たることから，「直接に利益を受ける」に当たるとして，判例は，詐害行為の受益者を，詐害行為取消権を行使する債権者の債権の消滅時効の援用権者として認めている。

●250 ページ 実戦問題 No. 6 の解説 選択肢ア 青字部分 (初版第5刷で訂正)

誤：即時取得は、無権代理という瑕疵を修復する制度ではない。

正：即時取得は、制限行為能力という瑕疵を修復する制度ではない。

以上

株式会社 実務教育出版